

今期の消費者教育推進会議の進め方について（案）

1. 今期推進会議での検討事項（当面の課題）

今期の推進会議では、社会情勢の変化等に対応した課題として、地域における消費者教育の推進等に関する事項、消費者教育ポータルサイトの全面見直しに向けた検討を行う。

（参考）消費者教育推進法

第九条

7 政府は、消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

（1）「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」（地域における消費者教育の推進）（仮称）

第三期推進会議で示された課題等を踏まえ、消費者教育推進計画の策定、PDCAサイクルの確立等について議論を行う。

（2）消費者教育ポータルサイトの全面見直しに当たって求められること

新たな消費者教育ポータルサイトの在るべき姿や、これにより提供するべき情報、コンテンツ等の整理について、推進会議で議論を行う。

（3）その他

高度情報通信ネットワーク社会に対応した消費者教育をはじめ、基本方針の「当面の重点事項」、前期の取りまとめ等での課題等について議論を行う。

※前期推進会議での課題、当面の重点事項等については、参考資料 2 及び 3 を参照。

2. 進め方等

本会議は半年に 1 回程度開催することとする。全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会等において、課題についての議論を行い、本会議に進捗を報告する。

ポータルサイトの全面見直しに向け、新ポータルサイトに掲載するべきコンテンツ・在るべき姿等の整理について、推進会議で議論を行い、ポータルサイトの仕様の整理等については、事務局側で行うこととし、案を推進会議に報告することとする。

その他、「今後検討すべき課題」や取りまとめ等で指摘された課題等について、適宜課題の追加を行い、推進会議または分科会において議論を行う。

第四期消費者教育推進会議スケジュール（案）

時期	本会議	分科会		事務局
		地域連携	その他	

令和元年

10月28日 第26回

- ・ 今期の検討課題について
- ・ 分科会の議決 等

11月 第27回

- ・ 消費者教育ポータルサイトの情報発信の在り方について
- ・ 消費者教育基本計画等に関するヒアリングについて

令和2年

3月 第28回

- ・ ポータルサイトの見直し方針（案）について
- ・ 地方公共団体等へのヒアリング結果について
- ・ 地域連携分科会の進捗報告

10月 第29回

令和3年

4月 第30回

9月 第31回

4年度 基本方針の見直し

※前期までの積み残し課題については、順次検討。

第四期消費者教育推進会議

消費者教育推進計画の策定・PDCAサイクルの確立等

消費者教育コーディネーターの自治体規模での役割等

高度情報通信ネットワーク社会等に関する消費者教育への対応

- ・ 消費者教育ポータルサイトのコンテンツ等の検討
- ・ 都道府県等消費者教育地域協議会等調査
- ・ 消費者教育コーディネーターの配置状況等実態調査

 等

第四期消費者教育推進会議 分科会（案）

設置目的：個別の課題について機動的に議論し具体的な提言等を行う。

運営方法：テーマを絞り、1テーマ4回程度の議論により提言等を取りまとめる。

構成員：推進会議委員のうちから5名程度会長が指名し、分科会構成員の中から座長を選出する。

テーマにより、構成員の追加・一部変更等を認める。

議事録等：議事の概要を本会議に報告することとし、本会議への報告をもって議事要旨の公表とする。

事務局：分科会に係る事務は消費者庁が行う。

1. 「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」（地域における消費者教育の推進）

【目的】

全世代における体系的な消費者教育の充実に向けた地域における取組の充実に関し、地方公共団体の策定する消費者教育推進計画に基づいた教育が推進されるよう、消費者教育推進計画の策定、P D C Aサイクルの確立及び消費者教育推進計画の検証と推進に向けた消費者教育推進地域協議会の体制強化等、地域の実態に即した検討を行う。

【検討事項案】

1. 全世代における体系的な消費者教育に向けた地域における取組の基礎となる消費者教育推進計画の策定及びP D C Aサイクルの確立
2. 消費者教育推進計画の検証と推進に向けた消費者教育推進地域協議会の体制強化等
3. その他必要と思われる事項を検討

【時期】

令和元年12月頃から開始。

2. その他分科会については適宜設置